

報道関係各位

2017年2月24日

**従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する優良法人として顕彰
大東建託「健康経営優良法人(ホワイト500)」に認定**

大東建託株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:熊切直美)は、経済産業省および日本健康会議が今年度より開始した、「健康経営優良法人2017(ホワイト500)」に認定されましたのでお知らせします。

■「健康経営優良法人認定制度」とは

「健康経営優良法人認定制度」とは、地域の健康課題に即した取り組みや、日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。

当制度は、健康経営(従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること)に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的に評価を受けることができる環境を整えるために設けられました。

初回である2017年は、大規模法人部門(ホワイト500)で235法人、中小規模法人部門で95法人が認定され、その中で、当社は大規模法人部門(ホワイト500)に認定されました。



【健康経営優良法人2017 認定法人 集合写真】



【認定証】

■健康経営優良法人の主な認定基準(大規模法人部門)

当制度の評価項目や認定基準は、経済産業省が事務局を務める次世代ヘルスケア産業協議会内の健康投資ワーキンググループにおいて定められています。主な評価項目は下記の通りです。

【主な評価項目】

- ・健康宣言の社内外への発信(経営理念)
- ・健康づくり責任者が役員以上(組織体制)
- ・産業医または保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与(専門資格者の関与)
- ・健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施(取組の効果検証)
- ・健保等保険者と連携(保険者との連携)



※詳細は下記HPの「認定基準」をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

(次へつづく)

■当社の主な健康経営について

当社は、主に下記の取り組み等で健康経営を実現しています。

・健康診断実施後、産業医や保健師が個別面談指導

健康診断の結果などに基づいて、対象者を抽出し、産業医または保健師が対面で個別面談指導を行っています。面談指導後は、健康行動(生活習慣の改善・通院・服薬)や、勤怠状況などで対象者の健康状態を定期的に確認し、健康行動を促しています。

・年に2回「メンタルヘルス研修」を実施

全社員に対し、当社の保健師が年に2回「メンタルヘルス研修」を実施しています。毎回当社の現状にあわせたテーマを設け、管理職向け、担当職向けに研修内容を変えながら行っています。

また、昇進した管理職向けの研修や新入社員向けの研修内でもメンタルヘルスの研修を実施し、その重要性を意識づけています。

・ノー残業デーを設定

部門や支店ごとに、月に4回残業をしない日(ノー残業デー)を定め、定時退社を徹底しています。その実施率を全社員へ開示するとともに、業務削減や労働時間の短縮を目的とした全社単位のプロジェクトを立ち上げ、働き方改革を実施しています。

・有給休暇の取得促進

記念日などに利用できる『アニバーサリー休暇』の利用促進など、有給休暇の取得促進も積極的に行っており、仕事とプライベートを両立して働くことを推奨しています。

当社は、今後も社員にとっていきいきと働ける職場環境づくりを実現するために、様々な取り組みを進めてまいります。

＜本件に関するお問い合わせ＞
大東建託株式会社 経営企画室 畑中・和賀
TEL:03-6718-9174